

上 勝 町
次世代育成支援行動計画（後期計画）

平成 22 年 3 月

上 勝 町

計画の目次



第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景、趣旨	1
2 計画の性格	2
3 計画の期間	2
4 計画の策定体制	3
第2章 子どもと家庭を取り巻く状況	4
1 少子化の現状	4
2 産業と就労の現状	9
3 母子保健の現状	10
4 子育てに関する意識の現状	13
5 推計人口	18
第3章 計画の基本的な考え方	20
1 基本理念	20
2 基本目標	21
3 主な視点	22
第4章 施策の展開	24
基本目標1 子どもが楽しくできるまち	24
基本目標2 地域ぐるみで子どもを育てるまち	31
基本目標3 子どもを健やかにはぐくむまち	34
第5章 計画の推進に向けて	42
1 庁内における総合的推進体制の充実	42
2 進行管理・評価・チェック	42
3 住民・関係団体等との協働体制	42
資料	43
上勝町次世代育成支援行動計画策定委員会設置要綱	43
上勝町次世代育成支援対策地域協議会委員名簿	44

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景、趣旨

平成 20 年のわが国の合計特殊出生率（一人の女性が生涯に生む子どもの数の平均値）は 1.37 と前年を 0.03 ポイント上回っているものの、現在の人口を維持するために必要な水準（人口置換水準）の 2.08 を昭和 49 年以降一貫して下回っており、今後、少子化がさらに進行することが懸念されています。

このような少子化の流れに歯止めをかけるため、これまで、国は、さまざまな少子化対策を行ってきました。

平成 15 年 7 月には「次世代育成支援対策推進法」（以下、「推進法」という。）が成立し、国・地方公共団体等に、次世代育成支援対策に関する行動計画の策定が義務付けられました。また、同月には「少子化社会対策基本法」が成立するとともに、平成 16 年 12 月に「子ども・子育て応援プラン」が策定され、若者の自立や働き方の見直し等も含めた幅広い分野で具体的な目標値が設定されました。

さらに、平成 17 年 1 月に「改正児童福祉法」が施行され、平成 19 年 12 月には「仕事と生活の調和の実現」と「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を車の両輪とする「子どもと家族を応援する日本重点戦略」が取りまとめられるなど、少子化対策のさらなる充実が図られています。

また、「仕事と生活の調和の実現」に関しては、この重点戦略とあわせて「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章、行動指針」が策定されており、国・地方公共団体・企業等が連携して、仕事と生活の調和のための取り組みを進めることが求められており、今後の少子化対策においては、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の視点が特に重要視されています。

このような中、本町では、推進法に基づく市町村行動計画として、平成 17 年 3 月に「上勝町次世代育成支援行動計画」（以下、「前期計画」という。）を策定し、子どもの健やかな成長と保護者の子育てを支援するための各種施策・事業の推進に努めてきました。

本計画は、前期計画が平成 21 年度末で終了となるため、これまでの取り組みの進捗状況や課題等を踏まえて、平成 22～26 年度を計画年度とする新たな行動計画（以下、「後期計画」という。）として策定するものです。

2 計画の性格

本計画は、「次世代育成支援対策推進法」（平成 15 年法律第 120 号）第 8 条第 1 項に基づき、すべての子どもたちと子育て家庭を対象に、次に掲げる上勝町がこれから進めていく次世代支援対策の実施について、目標や方向性などの基本的事項を定めるものです。

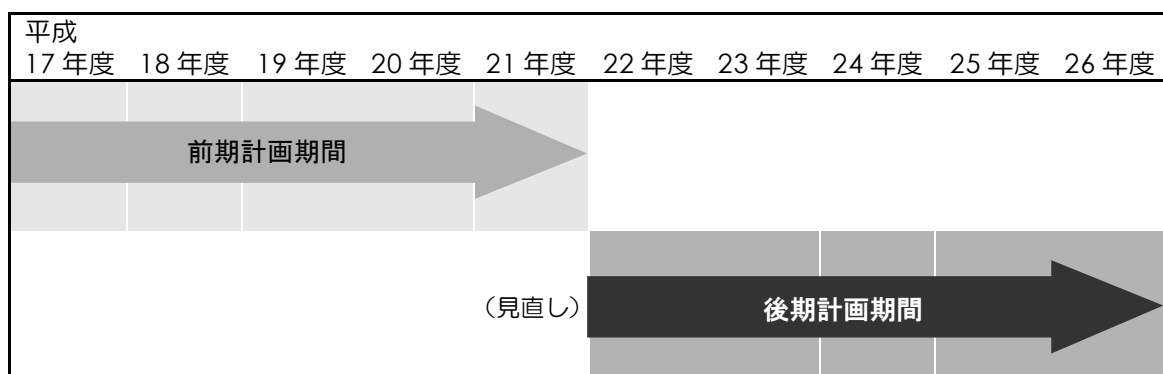
- 子育ての支援
- 母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進
- 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- 職業生活と家庭生活との両立の推進
- その他の次世代育成支援対策

また、本計画は、国や県の動向を踏まえるとともに、これまでの町の取組との継続性を保ち、同時に様々な分野の取組を総合的、一体的に進めるために、既存計画との整合性も図りながら、地域社会での協働のもと、母子保健や児童福祉、教育、その他子育て支援における環境整備等、次世代育成に関わる施策を推進するためのものです。

3 計画の期間

本計画は、推進法で規定する 10 年間の集中的な取組期間のうち、平成 22 年度から平成 26 年度までの後期 5 年間の計画期間とします。

ただし、社会・経済情勢の変化や、上勝町の子どもと家庭を取り巻く状況や保育ニーズの変化に合わせ、必要に応じて見直しを行います。



4 計画の策定体制

本計画は、策定の段階から積極的な住民参加によって計画づくりを行いました。

(1) 上勝町次世代育成支援対策地域協議会

本計画の策定にあたり、策定段階において関係者や住民の意見を幅広く聴取するため、子育て支援サービス利用者、関係団体、学識経験者、子育てに関する活動を行う地域活動団体や、保護者の代表などからなる「上勝町次世代育成支援対策地域協議会」を設置しました。

協議会では、前期計画の進捗状況や「ニーズ調査」、新たな課題などをもとに、素案の検討を行うとともに、子育て中の保護者等の意見を反映させ、上勝町の子育て支援のあり方について協議しました。

■「上勝町次世代育成支援対策地域協議会」の実施状況

日時	協議内容
平成 21 年 11 月 11 日	第 1 回 地域協議会 ○本計画の説明と後期行動計画策定方針とニーズ調査結果の報告
平成 22 年 2 月 26 日	第 2 回 地域協議会 ○後期行動計画（案）について協議のうえ決定

(3) 次世代育成支援に関するニーズ調査の実施

「次世代育成支援対策推進法」に基づき、「次世代育成支援行動計画」を策定するにあたり、子育ての状況や生活の実態、保育サービスに対する量的および質的ニーズ等を詳細に把握するため、就学前児童および小学校児童の保護者を対象に、平成 21 年 6 月、「上勝町次世代育成支援に関するニーズ調査」を実施しました。各結果から出た意見や課題を計画に反映させています。

■「上勝町次世代育成支援に関するニーズ調査」の概要

調 査 対 象	就学前児童のいる世帯	小学校児童のいる世帯
対 象 者 数	63 人	63 人
送 付 数	45 人	31 人
調 査 方 法	保育園・幼稚園、小学校で配布・回収 保育園・幼稚園に入園していない世帯は郵送配布・郵送回収	
有効回収数	28 人	20 人
有効回収率	62.2%	64.5%
調 査 時 期	平成 21 年 6 月 15 日～ 6 月 30 日	
調 査 地 区	町 内 全 域	

第2章 子どもと家庭を取り巻く状況

1 少子化の現状

(1) 人口の推移

① 総人口と年齢3区分人口（比率）の推移

上勝町の人口は昭和60年以降、減少傾向となっており、平成21年4月1日現在2,010人となっています。

年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口（0～14歳）は、昭和60年：393人（総人口に占める割合：14.5%）から平成21年：160人（同：8.0%）に減少しています。また、生産年齢人口（15～64歳）は減少、老年人口（65歳以上）は増加を続けていることから、上勝町においても緩やかに少子高齢化は進行しています。

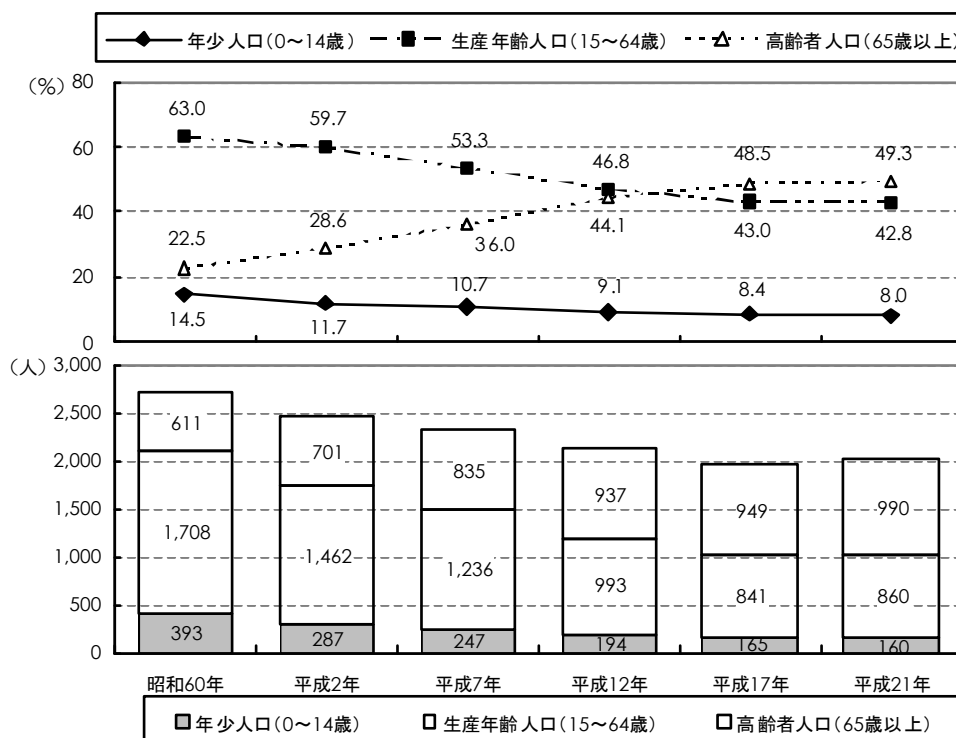
総人口と年齢3区分人口（比率）の推移

単位：人、%

区 分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成21年
総人口	2,712	2,450	2,318	2,124	1,955	2,010
年少人口 (0～14歳)	393	287	247	194	165	160
(総人口比)	14.5	11.7	10.7	9.1	8.4	8.0
生産年齢人口 (15～64歳)	1,708	1,462	1,236	993	841	860
(総人口比)	63.0	59.7	53.3	46.8	43.0	42.8
高齢者人口 (65歳以上)	611	701	835	937	949	990
(総人口比)	22.5	28.6	36.0	44.1	48.5	49.3

※ 年齢不詳人口を含む

【資料】昭和60年～平成17年：国勢調査、平成21年：住民基本台帳（4月1日現在）



② 出生の動向

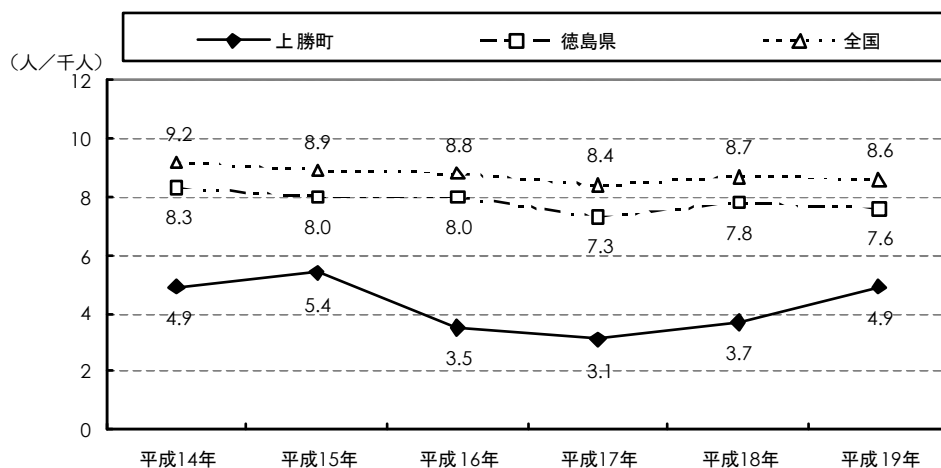
出生数の推移をみると、出生数は、大きな変化はみられないものの、全体的に横ばい傾向が続いています。出生率も同様の傾向がみられ、全国、徳島県よりも、かなり低めで推移しています。

出生数および出生率（人口千対）の推移

単位：人、人／千人

区 分		平成 14 年	15 年	16 年	17 年	18 年	19 年
上勝町	出生数	10	11	7	6	7	10
	出生率	4.9	5.4	3.5	3.1	3.7	4.9
徳島県	出生数	6,836	6,556	6,493	5,913	6,257	6,011
	出生率	8.3	8.0	8.0	7.3	7.8	7.6
全国	出生数	1,153,855	1,123,610	1,110,721	1,062,530	1,092,674	1,089,818
	出生率	9.2	8.9	8.8	8.4	8.7	8.6

【資料】徳島県保健統計年報



また、平成 15 年から平成 19 年における平均の合計特殊出生率は 1.37 と、全国平均・徳島県平均と比べると高く、また、周辺市町と比較しても高い数値となっています。

しかし、人口を維持するために必要な水準（人口置換水準：2.07～2.08）から、大幅に下回っている状況です。

平均合計特殊出生率（平成 15 年～平成 19 年）

上勝町	勝浦町	佐那河内村	徳島市	鳴門市	小松島市	徳島県	全国
1.37	1.37	1.32	1.25	1.22	1.37	1.33	1.31

【資料】厚生労働省「人口動態保健所・市区町村別統計」（平成15年～平成19年）

③ 死亡数の推移

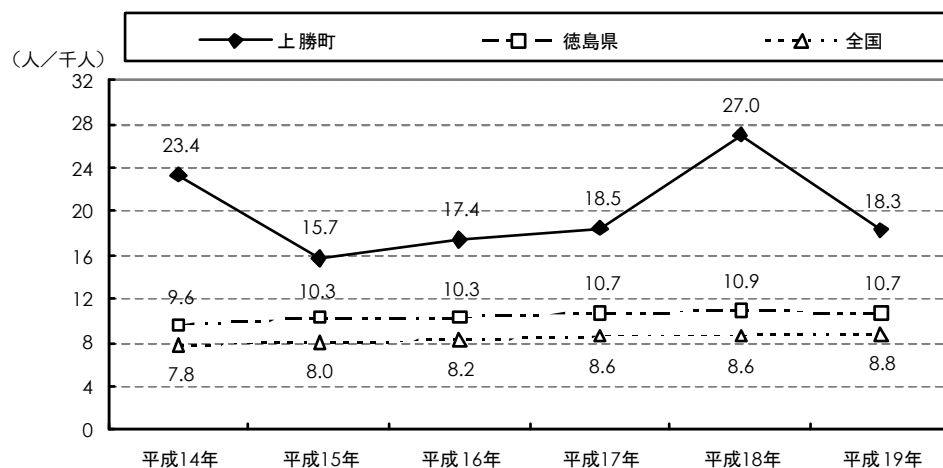
死亡数の推移をみると、死亡数は、増減をしているものの、30～50人で推移しています。死亡率も同様の傾向がみられ、全国、徳島県よりも、かなり高めで推移しています。

死亡数および死亡率（人口千対）の推移

単位：人、人／千人

区 分		平成 14 年	15 年	16 年	17 年	18 年	19 年
上勝町	死亡数	48	32	35	36	51	34
	死亡率	23.4	15.7	17.4	18.5	27.0	18.3
徳島県	死亡数	7,847	8,335	8,367	8,609	8,721	8,484
	死亡率	9.6	10.3	10.3	10.7	10.9	10.7
全国	死亡数	982,379	1,014,951	1,028,602	1,083,796	1,084,450	1,108,334
	死亡率	7.8	8.0	8.2	8.6	8.6	8.8

【資料】徳島県保健統計年報



(2) 世帯数の推移

国勢調査における上勝町の世帯数の推移をみると、人口の減少に伴い、世帯数も減少しており、平成 17 年では 789 世帯となっています。

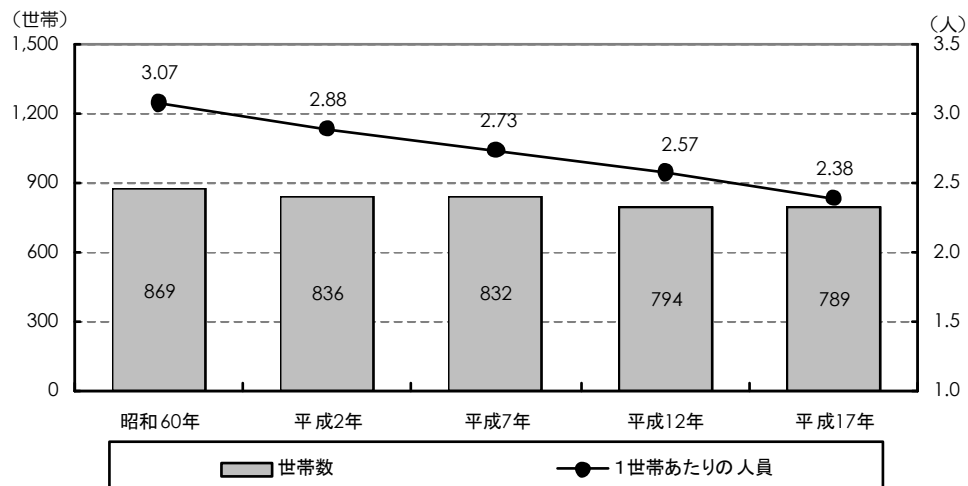
また、1 世帯あたり人員は、昭和 60 年で 3.07 人であったのが、平成 2 年には 2.88 人と 3 人を下回り、平成 17 年には 2.38 人と減少傾向となっており、核家族化が進行している状況がみられます。

世帯数および 1 世帯あたりの平均世帯人員の推移

単位：人、世帯

区 分	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年
総人口	2,712	2,450	2,318	2,124	1,955
一般世帯数	869	836	832	794	789
1 世帯あたり人員	3.07	2.88	2.73	2.57	2.38

【資料】国勢調査



(4) 婚姻等の状況

① 婚姻率・離婚率

婚姻の状況は、婚姻件数及び婚姻率ともに平成 14 年以降横ばい傾向にあります。全国及び徳島県の婚姻率と比較すると、全国、徳島県を下回る婚姻率となっています。

離婚の状況は、離婚件数及び離婚率ともに平成 15 年以降、増加傾向にあります。これに対して全国、徳島県ともに離婚率は下降傾向となっています。

婚姻・離婚件数の推移

単位：件

区 分		平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年
婚 姻	婚姻件数	9	6	5	5	7
	婚姻率（人口千対）	4.3	2.9	2.4	2.5	3.6
	徳島県	5.2	5.0	5.0	4.7	4.5
	全国	6.4	6.0	5.9	5.7	5.7
離 婚	離婚件数	2	1	2	2	4
	離婚率（人口千対）	0.96	0.49	0.98	1.00	2.06
	徳島県	2.07	2.04	2.02	2.02	1.96
	全国	2.27	2.30	2.25	2.15	2.08

※ 婚姻率は「婚姻件数／人口×1,000」、離婚率は「離婚件数／人口×1,000」でそれぞれ算出

【資料】徳島県保健統計年報

② 平均初婚年齢

平均初婚年齢の推移をみると、徳島県では、夫・妻ともに全国よりも若い年齢で推移しているものの、昭和 60 年の夫 27.7 歳、妻 25.0 歳から、平成 17 年には夫 29.2 歳、妻 27.5 歳と、ともに 2 歳程度年齢が上がっており、晩婚化の進行が伺えます。

初婚の平均年齢

単位：歳

区 分		昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年
徳 島 県	夫	27.7	27.8	28.0	28.0	29.2
	妻	25.0	25.3	25.7	26.3	27.5
全 国	夫	28.2	28.4	28.5	28.8	29.8
	妻	25.5	25.9	26.3	27.0	28.0

【資料】徳島県保健統計年報

2 産業と就労の現状

女性の年齢別就業率の現況を、平成 17 年における 5 歳階級別でみると、25～29 歳にピークを迎え、その後結婚や出産、子育て期に就業率は減少し、その後子育てが終わった時期に再び増加するいわゆる M 字型曲線を示しています。

また、徳島県や全国と比較すると女性全体の就業率も高い割合となっており、5 歳階級別でもすべての年齢層で上回っています。

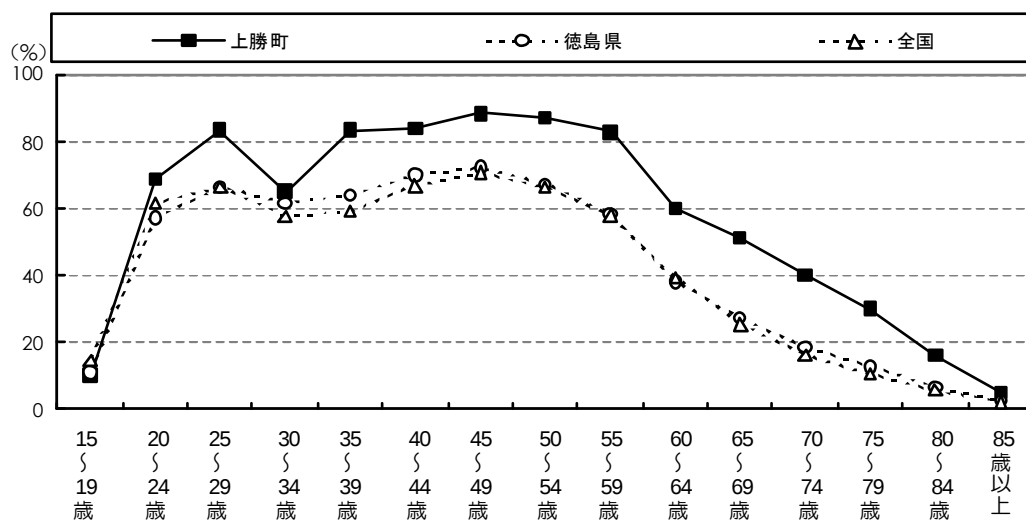
女性の 5 歳階級別就業率（平成 17 年）

単位：人、％

区 分	全体	15～19 歳	20～24 歳	25～29 歳	30～34 歳	35～39 歳	40～44 歳	45～49 歳
人口	960	20	19	30	37	24	31	51
就業者数	469	2	13	25	24	20	26	45
就業率	48.9	10.0	68.4	83.3	64.9	83.3	83.9	88.2
参 考	徳島県	44.0	10.8	56.9	66.1	61.6	63.8	69.9
	全国	45.5	14.5	61.4	66.1	57.5	58.9	66.7

区 分	50～54 歳	55～59 歳	60～64 歳	65～69 歳	70～74 歳	75～79 歳	80～84 歳	85 歳以上
人口	53	69	94	106	120	114	88	104
就業者数	46	57	56	54	48	34	14	5
就業率	86.8	82.6	59.6	50.9	40.0	29.8	15.9	4.8
参 考	徳島県	67.2	58.3	38.0	27.1	18.4	12.5	6.5
	全国	66.2	57.9	39.1	25.4	16.1	10.3	2.1

【資料】国勢調査



3 母子保健の現状

(1) 低出生体重児数

「低体重児」とは、出生児の体重が 2,500 グラム未満の出生児をいいます。平成 14 年以降の推移をみると、年による増減があるものの、実数ベースでみると、近年増加傾向にあると言えます。

今後も、低出生体重児については、保健所と連携を図り、早期に訪問指導等を行っていく必要があります。

低出生体重児数の推移

単位：人

区 分	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年
上勝町	1	3	2	0	0	0
徳島県	564	555	531	506	542	507

全出生中の低出生体重児数の割合の推移

単位：出生 100 対

区 分	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年
上勝町	10.0	27.3	28.6	0.0	0.0	0.0
徳島県	8.3	8.5	8.2	8.6	8.7	8.4
全国	9.0	9.1	9.4	9.5	9.6	9.6

【資料】徳島県保健統計年報 全国・母子保健の主な統計

(2) 周産期死亡数

「周産期死亡」とは、妊娠 22 週以降の胎児の死亡と生後 1 週間未満の乳児の死亡を合わせた“出生をめぐる死”を意味しています。母体の健康状態に強く影響されるため、母子保健の指標とされています。

上勝町では、周産期死亡は発生していません。今後も周産期の死亡を予防するため、妊娠期の指導等を十分に行っていきます。

周産期死亡数、周産期死亡率（出産千対）の推移

単位：人、人／千人

区 分		平成 14 年	15 年	16 年	17 年	18 年	19 年
上勝町	死亡数	0	0	0	0	0	0
	死亡率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
徳島県	死亡数	34	32	37	34	26	24
	死亡率	5.0	4.9	5.7	5.7	4.1	4.0
全国	死亡数	6,333	5,929	5,541	5,149	5,100	4,906
	死亡率	5.5	5.3	5.0	4.8	4.7	4.5

【資料】徳島県保健統計年報

(3) 死産数

「死産」とは、妊娠 12 週以後の死児の出産であり、内訳は「自然死産」と「人口死産」とに分けられます。

上勝町では、件数が少ないために、年による変動が大きく見えますが、いずれも年に 1 件発生するかどうかの水準にあります。今後も、死産を予防するため、妊娠期の指導を十分に行っていきます。

死産数、死産率（出産千対）の推移

単位：人、人／千人

区 分		平成 14 年	15 年	16 年	17 年	18 年	19 年
上勝町	死産数	2	0	0	1	0	2
	死産率	166.7	0.0	0.0	142.9	0.0	200.0
徳島県	死産数	220	194	203	171	168	146
	死産率	31.2	28.7	30.3	28.1	26.1	23.7
全国	死産数	36,978	35,330	34,365	31,818	30,911	29,313
	死産率	31.2	30.5	30.0	29.1	27.5	26.2

【資料】徳島県保健統計年報

(4) 新生児死亡数、乳児死亡数

「新生児死亡」とは、生後4週未満の死亡、「乳児死亡」生後1年未満の死亡をいいます。
上勝町では、いずれも発生していません。

新生児死亡数、新生児死亡率（出産千対）の推移

単位：人、人／千人

区 分		平成 14 年	15 年	16 年	17 年	18 年	19 年
上勝町	死亡数	0	0	0	0	0	0
	死亡率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
徳島県	死亡数	11	12	13	11	10	11
	死亡率	1.6	1.8	2.0	1.9	1.6	1.8
全国	死亡数	1,937	1,879	1,622	1,510	1,444	1,434
	死亡率	1.7	1.7	1.5	1.4	1.3	1.3

【資料】徳島県保健統計年報

乳児死亡数、乳児死亡率（出産千対）の推移

単位：人、人／千人

区 分		平成 14 年	15 年	16 年	17 年	18 年	19 年
上勝町	死亡数	0	0	0	0	0	0
	死亡率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
徳島県	死亡数	24	19	20	18	19	21
	死亡率	3.5	2.9	3.1	3.0	3.0	3.5
全国	死亡数	3,497	3,364	3,122	2,958	2,864	2,828
	死亡率	3.0	3.0	2.8	2.8	2.6	2.6

【資料】徳島県保健統計年報

4 子育てに関する意識の現状

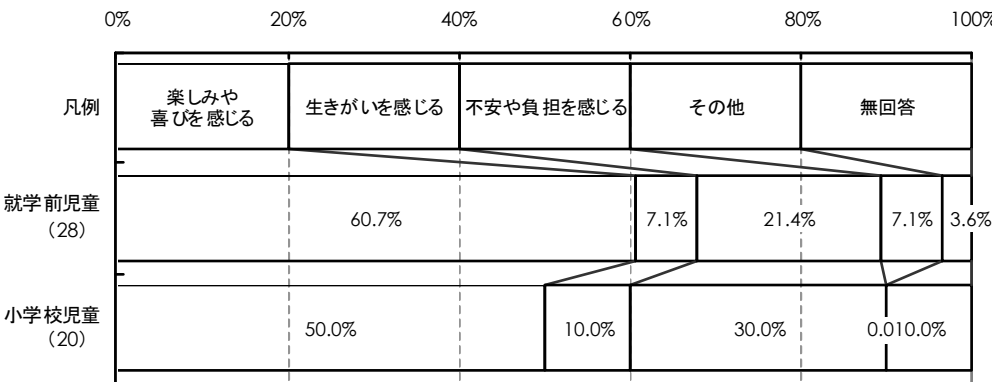
(1) 子育てに関する悩みや不安感

① 子育てについて

子育てについては、就学前児童を持つ保護者・小学校児童を持つ保護者ともに「楽しみや喜びを感じる」が最も多く、「生きがいを感じる」と合わせると、就学前児童を持つ保護者では7割近く、小学校児童を持つ保護者では約6割の人が子育てについて不安や負担よりも楽しさや生きがいを持っています。

一方で、「不安や負担を感じる」が就学前児童を持つ保護者では21.4%、小学校児童を持つ保護者では30.0%となっており、2～3割の人が子育てに不安や負担を感じています。

子育てについて感じること

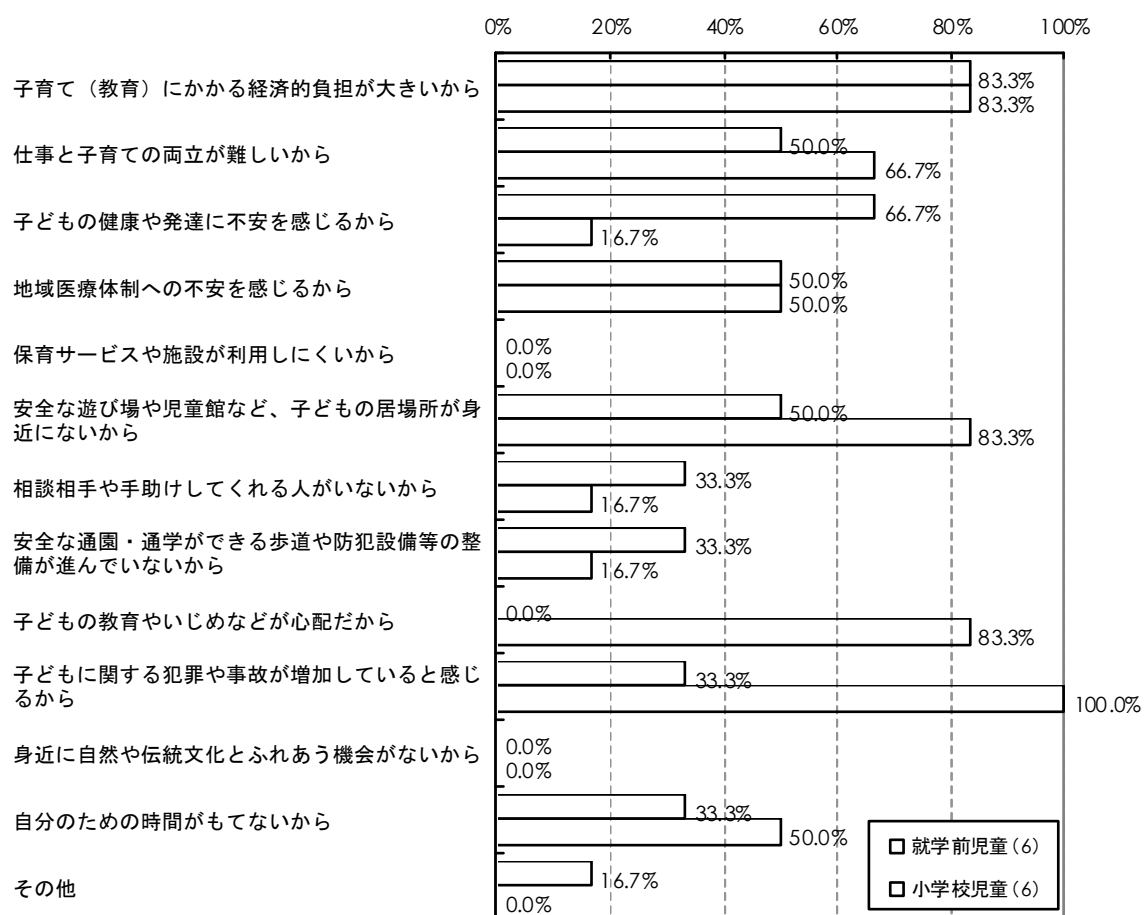


② 子育てを不安や負担に感じる理由

就学前児童を持つ保護者では「子育て（教育）にかかる経済的負担が大きいから」が最も多く、小学校児童を持つ保護者では「子どもに関する犯罪や事故が増加していると感じるから」が最も多くなっているものの、次いで「子育て（教育）にかかる経済的負担が大きいから」となっており、多くの保護者が経済面での不安を抱えていることが分かります。

また、小学校児童を持つ保護者では「子どもの教育やいじめなどが心配だから」、「安全な遊び場や児童館など、子どもの居場所が身近にないから」の回答も多くなっており、生活環境に不安を感じる人が多くなっています。

子育てを不安や負担に感じる理由

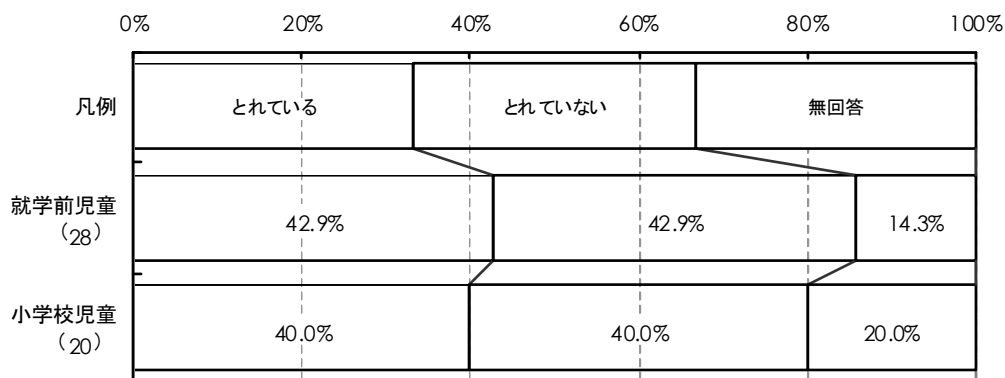


(2) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）について

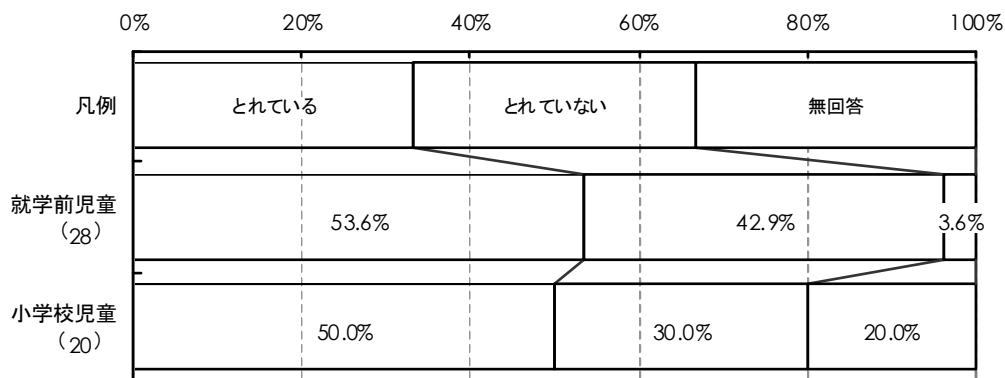
① 現在の仕事と生活の調和状況

父親については、就学前児童を持つ保護者・小学校児童を持つ保護者ともに「とれている」と「とれていない」が同じ割合になっているのに対し、母親では、「とれている」が「とれていない」を上回り、ともに半数以上を占めており、父親よりも比較的工作と生活の調和がはかられています。

父親の仕事と生活の調和



母親の仕事と生活の調和

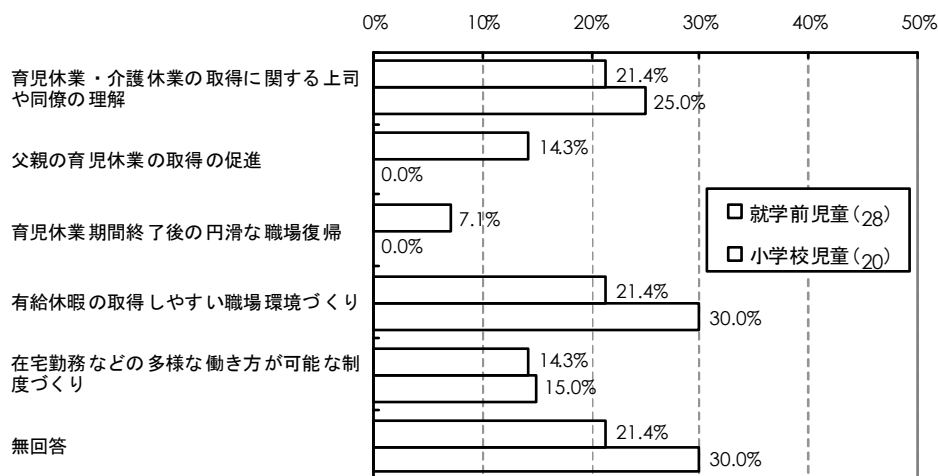


② 仕事と子育ての両立をはかるために職場で必要だと思うもの

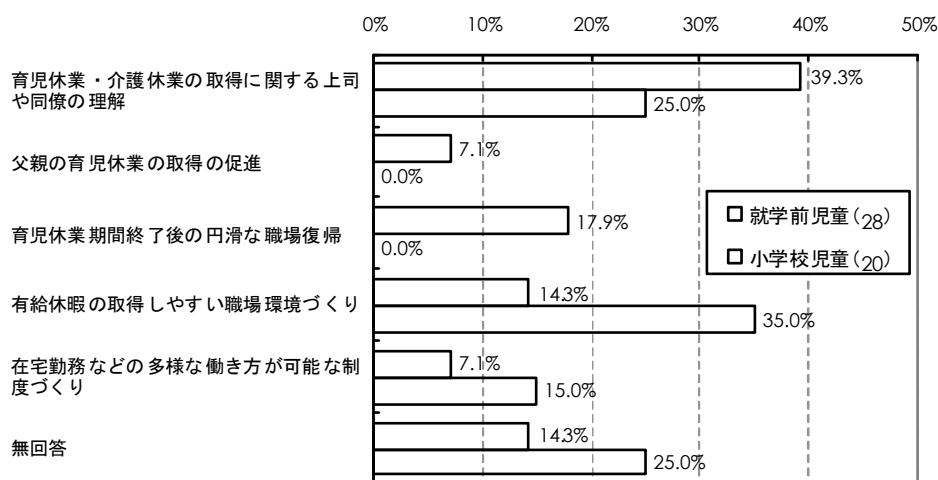
就学前児童を持つ保護者、小学校児童を持つ保護者ともに「育児休業・介護休業の取得に関する上司や同僚の理解」、「有給休暇の取得しやすい職場環境づくり」が多く、職場において育児休業を取得することへの周囲の理解を求める人が多くなっています。

また、就学前児童を持つ父親では「父親の育児休業の取得の促進」、就学前児童を持つ母親では「育児休業期間終了後の円滑な職場復帰」、小学校児童を持つ保護者では「在宅勤務などの多様な働き方が可能な制度づくり」についても高い割合となっており、父親の育児参加や、円滑な職場復帰、多様な働き方の実現に対する要望も大きくなっています。

父親が仕事と子育ての両立をはかるために、職場で必要だと思うもの



母親が仕事と子育ての両立をはかるために、職場で必要だと思うもの

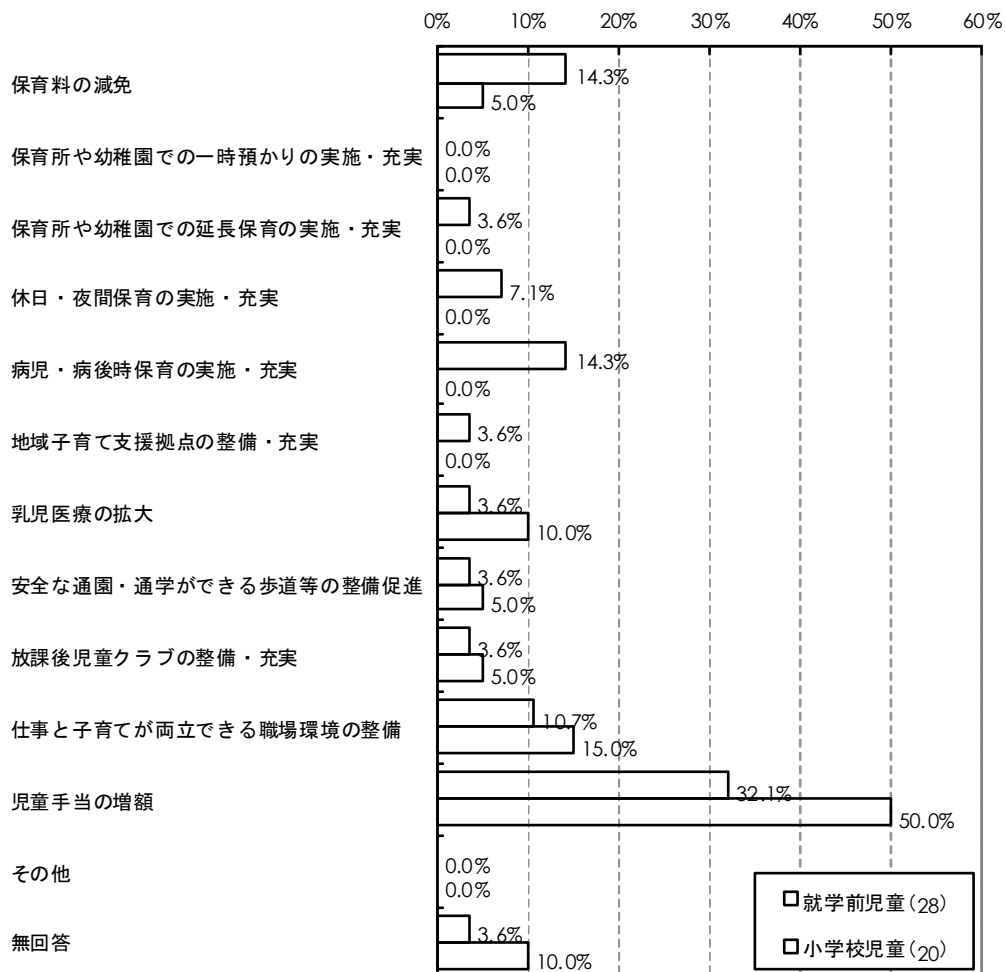


(3) 上勝町に望む子育て支援

就学前児童を持つ保護者・小学校児童を持つ保護者ともに「児童手当の増額」が最も多くなっており、経済的支援を求める意見が多くなっています。

また、「保育料の減免」、「病児・病後児保育の実施・充実」、「乳児医療の拡大」、「仕事と子育てが両立できる職場環境の整備」などについても高い割合となっていることから、医療の充実や仕事と子育ての両立支援についても望む人が多い結果となっています。

上勝町に充実を望む子育て支援策



5 推計人口

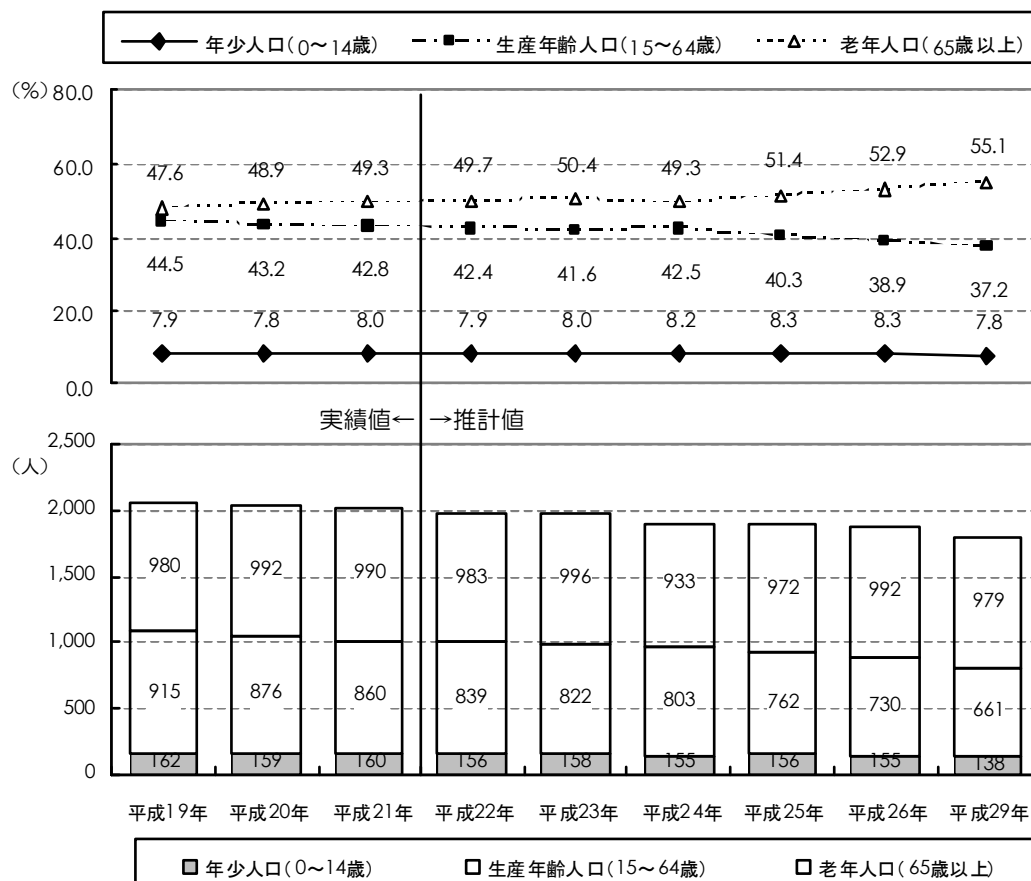
(1) 推計人口

住民基本台帳人口をもとにコーホート変化率法により人口推計を行いました。上勝町の総人口はやや減少傾向となっています。また、年齢3区分別にみると、年少人口および生産年齢人口は減少しているのに対し、老年人口はやや増加しており、さらなる少子高齢化の進行が予測されます。

推計総人口と年齢3区分人口（比率）の推移

単位：人、%

区 分	実績			推計値					
	平成 19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	29年度
総人口	2,057	2,027	2,010	1,978	1,976	1,891	1,890	1,877	1,778
年少人口 (0～14歳)	162	159	160	156	158	155	156	155	138
(総人口比)	7.9	7.8	7.9	8.0	8.2	8.3	8.3	7.8	7.4
生産年齢人口 (15～64歳)	915	876	860	839	822	803	762	730	661
(総人口比)	44.5	43.2	42.4	41.6	42.5	40.3	38.9	37.2	39.0
老年人口 (65歳以上)	980	992	990	983	996	933	972	992	979
(総人口比)	47.6	48.9	49.7	50.4	49.3	51.4	52.9	55.1	53.6



(2) 推計児童人口

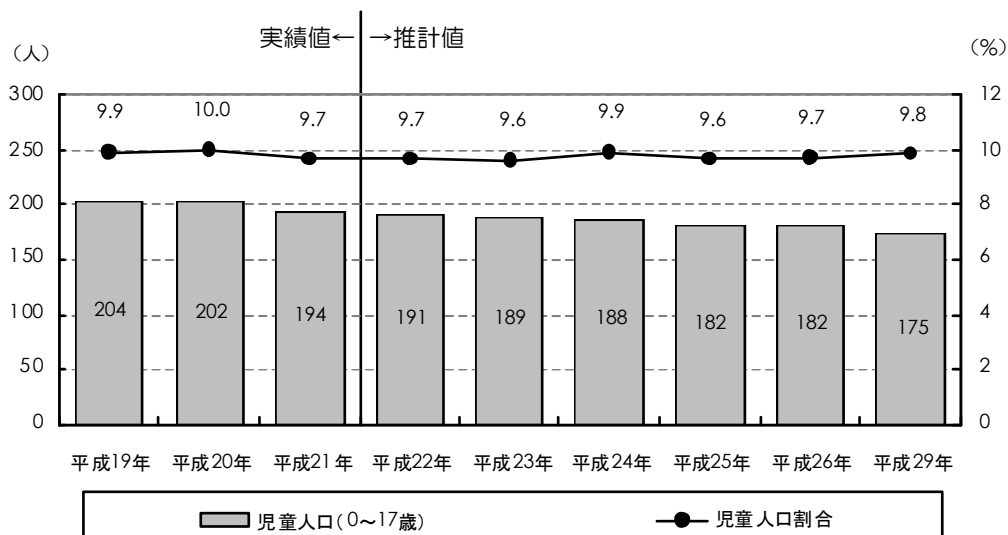
上勝町の推計児童人口は緩やかな減少傾向で、総人口に対する割合も増減を繰り返しながら緩やかに減少傾向になると推計されます。

また年齢別にみると、6～11 歳・12～14 歳・15～17 歳人口に対し、0～5 歳人口は大幅な減少が見込まれます。

推計児童人口（比率）の推移

単位：人、%

区 分	実績			推計値					
	平成 19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	29 年度
児童人口(0～17 歳)	204	202	194	191	189	188	182	182	175
(総人口比)	9.9	10.0	9.7	9.6	9.9	9.6	9.7	9.8	9.1
0～5 歳	63	58	55	54	56	52	52	44	54
3 歳未満	24	27	28	26	25	24	20	27	26
3～5 歳	39	28	26	30	27	28	24	31	28
6～11 歳	61	64	75	77	71	71	66	54	56
12～14 歳	38	37	26	27	28	33	37	40	27
15～17 歳	42	43	35	31	33	26	27	37	31



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

上勝町では“美しく豊かで住みよいまちづくり”を基本理念として、「新上勝町活性化振興計画」の基本構想に基づき、保健・福祉・医療・教育等の充実を図っています。

少子・高齢社会は、人口構成のバランスを崩し、現在および将来の健全で活力ある社会を維持していくうえで、さまざまな支障をもたらすとともに、健全な子どもの人格形成にも影響を及ぼすことが予想されています。

近年、社会重視から個人重視への価値観の変容等により晩婚化や未婚化が進むとともに、就業者においては、出産後も就業および子育て両立が必要であり、養育者の子育て不安と負担感の増大が懸念されることなどから、妊娠・出産を控えようとする傾向があるなど、依然として少子化に歯止めがかかっていません。

社会的な課題への早急な取り組みとともに、次代を担う子どもたちが、健やかに育つことのできる環境づくりが求められています。

前期計画では、若い人たちが「このまちで子どもを生み、育てたい」、「このまちなら安心して子育てができる」と思えるようなまち、そして子どもたちが健康で心豊かに育ち、次代をしっかりと担っていけるような大人に育つことを、家庭だけでなく、地域社会全体が支援するまちをめざし、“**子育てしたいまち、子どもをはぐくむまち**”を基本方針として掲げ、計画を推進してきました。

後期計画では、最終年度である平成26年度における最終目標の達成をめざし、前期計画との連続性並びに整合性を維持するため、前期計画における目標の姿を継承し、後期計画においても前期計画の基本理念を踏襲しました。

基本理念

子育てしたいまち、子どもをはぐくむまち

2 基本目標

今後の次世代育成の推進にあたっては、福祉分野を始め、保健、教育、労働などの子どもと家庭に関わる関係分野が相互に連携し、すべての子どもと、子どもを取り巻く環境や地域社会を含めた取組が求められます。

本計画では、基本理念“子育てしたいまち、子どもをはぐくむまち”を実現するために次の3つの基本目標を設定し、それらを3つの柱として総合的に施策を推進します。

基本目標1 子どもが楽しくできるまち

子育て中の人には、もちろん、これから子どもを生み育てたいと考えている人が、安心して子どもを生み、健やかに育てることができるような地域社会を築くためには、さまざまな子育て支援サービスの提供を図ることが必要となっています。

保健・医療・福祉・教育などそれぞれが連携を図り、総合的な子育て支援体制を確立し、子育てに喜びと充実感を感じ、楽しく子育てをできるまちを目指します。

基本目標2 地域ぐるみで子どもを育てるまち

地域社会の財産である子どもを健やかにはぐくむためには、家庭はもとより、地域、団体、企業、行政等がそれぞれの責務を担いながら、連携と協力を図っていくことが必要です。

子どもやその保護者の孤立化を防ぎ、健全な生活を営むためにも、地域で支え合う体制を確立し、地域ぐるみで子どもを育てるまちを目指します。

基本目標3 子どもを健やかにはぐくむまち

子どもが健やかに成長し、しっかりと次代を担う大人になるためには、子ども一人ひとりが自らの能力を伸ばし、いきいきと生活を送ることができる環境が必要です。

恵まれた自然環境を活かしながら、子育てや子どもにやさしいまちづくりを進め、一人ひとりの個性を大切にした教育や、さまざまな体験を通して豊かに成長できる環境を整え、子どもを健やかにはぐくむまちを目指します。

3 主な視点

平成 15 年 7 月に成立した、「次世代育成支援対策推進法」の第 8 条第 1 項の規定により行動計画策定指針が設けられ、8 つの視点に基づき前期計画は策定されました。その後の社会情勢の変化に伴う見直しが平成 21 年 3 月に行われ、新たな視点を加えた、以下の 9 つの基本的視点が後期計画には求められています。

(1) 子どもの視点

子育て支援サービス等により影響を受けるのは多くは子ども自身であることから、次世代育成支援対策の推進においては、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要であり、特に、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取組が重要です。

(2) 次代の親づくりという視点

子どもは次代の親となるものとの認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を進める必要があります。

(3) サービス利用者の視点

核家族化や都市化の進行等の社会環境の変化や国民の価値観の多様化に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズも多様化していることから、次世代育成支援対策の推進においては、このような多様な個別のニーズに柔軟に対応できるよう、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組が必要です。

(4) 社会全体による支援の視点

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、国および地方公共団体はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題であることから、様々な担い手の協働の下に対策を進めていく必要があります。

(5) 仕事と生活の調和実現の視点

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現することは、国民の結婚や子育てに関する希望を実現するための取組の一つとして、少子化対策の観点からも重要であり、憲章においても、社会全体の運動として進めていくこととされています。こうした取組については、地域においても、国および地方公共団体や企業を始めとする関係者が連携して進めることが重要であり、自らの創意工夫の下に、地域の実情に応じた展開を図ることが必要です。

(6) すべての子どもと家庭への支援の視点

次世代育成支援対策は、子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援という観点から推進することが必要です。

社会的養護を必要とする子どもの増加や虐待等の子どもの抱える背景の多様化等の状況に十分対応できるよう、社会的養護体制について質・量ともに整備を進めることとし、家庭的な養護の推進、自立支援策の強化という観点も十分踏まえて取組を進めることが必要です。

(7) 地域における社会資源の効果的な活用の視点

地域においては、子育てに関する活動を行う様々な地域活動団体や民間事業者、また、社会福祉協議会や主任児童委員等が活動するとともに、高齢者、障害者等に対するサービスを提供する民間事業者等もあるほか、子育て支援等を通じた地域への貢献を希望する高齢者も多いことから、こうした様々な地域の社会資源を十分かつ効果的に活用することが必要です。

(8) サービスの質の視点

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するためには、サービス供給量を適切に確保するとともに、サービスの質を確保することが重要です。このため、次世代育成支援対策においては、サービスの質を評価し、向上させていくといった視点から、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取組を進めることが必要です。

(9) 地域特性の視点

都市部と農山漁村の間の相違を始め、人口構造や産業構造、さらには社会資源の状況等地域の特性は様々であり、利用者のニーズおよび必要とされる支援策も異なることから、次世代育成支援対策においては、各地方公共団体が各々の特性を踏まえて主体的な取組を進めていくことが必要です。

第4章 施策の展開

基本目標1 子育てが楽しくできるまち

◆◇現状と課題◇◆

近年、女性の社会進出に伴い、就業構造の変化、就労形態の多様化など、子育て環境の多様化により、保育サービスへのニーズが多様化しています。また、少子化、核家族化の進展により地域と子育て家庭のつながりが希薄化し、社会に孤立する状況が生じています。このように育児による不安や負担を軽減し、リフレッシュするための保育サービスも必要となっています。

保護者の様々な保育ニーズにきめ細かく対応できるよう、通常保育の充実を図るとともに、延長保育や休日保育、一時保育、特定保育などへの対応や乳児の受け入れ態勢の充実など、引き続き運営体制を整備する必要があります。また、これらのサービスを気軽に利用することができる環境の整備および保育に携わる人材の確保・充実が課題となっています。

また、出産や育児に要する費用を始めとして、子育てには多くの費用が必要です。このような経済的負担から、希望する子どもの数が持てなかったり、子どもを持つこと自体をためらう場合もあり、それが少子化の一因とも考えられています。育児にかかる費用の負担軽減のための施策の充実、昨今の厳しい経済情勢の中、家庭における子育て支援の重要課題の1つとなっています。

さらに、全国的に離婚率は増加の一途をたどっており、今後も離婚率の増加に歯止めがかかるとは考えにくく、ひとり親世帯は今後も増加するものと思われます。一般的にひとり親家庭では、子育てをする上で経済的、社会的、精神的に不安定な状態に置かれることが多く、家庭生活においても、多くの問題や悩みを抱えています。

自立と就労の支援を基本として、経済的支援を行うとともに、自立支援のための相談、情報の提供などの施策を引き続き実施していくなど、福祉行政の枠を超えた総合的な施策整備が必要となります。

◆◇基本施策◇◆

【1-1】保育サービス等の充実

低年齢児の受入れや、延長保育の実施等により、保育サービスの充実を図ります。

① 通常保育の充実

待機児童が生じることのないよう、引き続き保育ニーズに応じた受け入れ体制を整え、保育サービスの充実を図ります。

幼保一元化についても、保育需要、設備環境等を考慮し、検討していきます。

【目標事業量（平成 26 年度）】

	0 歳児	1、2 歳児	3 歳児	4、5 歳児	合計
通常保育目標事業量	3 人	8 人	4 人	5 人	20 人

② 延長保育の実施

通勤に要する時間や就労形態の多様化等に伴う保育時間の延長に対するニーズに対応するため、現在は 11 時間の開所時間後 30 分延長を行っていますが、さらに時間延長が必要か、検討していきます。

【目標事業量（平成 26 年度）】

	延長（30 分）
延長保育目標事業量	4 人

③ 夜間保育

延長保育で対応可能と思われますが、今後の保育需要の動向に配慮していきます。

④ 休日保育

就労形態の多様化による休日の保護者の勤務増加に対応できるように、今後の保育需要の動向に配慮し、検討していきます。

⑤ 保育所のサービス向上

保育所のサービスについて、自己評価等の実施により、評価体制を確立します。また子どもの視点に立ち、健やかな成長を支援できるよう、保育士の研修による資質の向上や保育施設の整備等、保育サービスの質の向上に努めます。

【1-2】子育て支援サービスの充実

地域子育て支援センターを中心とした相談援助体制の確立や、学童保育やあずかり保育での健全育成などの充実を図ります。

また、多様なニーズに対応できるよう、子育て支援サービスの充実に努めます。

① 一時的保育事業の充実

就労形態の多様化や保護者の疾病等のやむを得ない事由により、一時的に家庭における育児が困難な場合や、保護者の育児疲れ等を解消等、一時的な保育ニーズに対応することができるよう、一時保育事業の充実を図ります。

【目標事業量（平成 26 年度）】

	実施施設数
一時保育目標事業量	1 箇所

② 幼稚園におけるあずかり保育の充実

就労形態の多様化や保護者の疾病等のやむを得ない事由により、降園後、家庭における育児が困難な場合の保育ニーズに対応することができるよう、あずかり保育事業の充実を図ります。

③ 放課後児童健全育成事業の充実

保護者が労働などにより昼間家庭にいない児童を対象に、授業等の終了後を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。

老人福祉センターの一部を利用して運営されており、施設の老朽化のほか、施設に改善の必要のある箇所も多く、順次対応を検討していきます。

【目標事業量（平成 26 年度）】

	登録児童数
放課後児童健全育成事業目標事業量	10 人

④ 地域子育て支援センターの機能充実

彩保育園で実施している地域子育て支援センター事業について、開放保育の実施による未就園児の健全育成や、サロンを利用した育児相談、保健師による保健相談等地域の子育て支援の拠点として活用されるよう、機能の充実を図ります。

また、子育てサークル等の育成支援を行います。

⑤ 子育てに関する総合窓口の設置

さまざまな子育て支援に関するサービスの情報提供を行うとともに、各種相談事業、相談機関と連携し、総合的に子育て支援を行うことができるよう、子育てに関する総合窓口の設置について、検討していきます。

⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業、トワイライトステイ事業）

保護者の疾病や、出張・残業等の事由、育児疲れや育児不安等の解消、その他社会的事由により、夜間・または短期間の間、一時的に家庭における養育が困難になる場合に、児童養護施設等において、短期間、子どもを預かることにより、子育て支援を行うサービスです。

このサービスについては、今後の需要動向を考慮し、検討していきます

⑦ 乳幼児健康支援一時預かり事業

保育所、幼稚園等に通う児童が、病気や病気回復期のため集団保育が困難で、保護者の就労等で家庭での保育もできない場合に、医療機関等の専用スペースで一時的に預かることにより、子育てを支援するサービスです。

このサービスについては、今後の需要動向を考慮して、充実を図ります。

⑧ ファミリーサポートセンター事業

保護者が疾病の時の養育や、保育所・幼稚園の送迎等、子育ての支援を依頼したい人、子育ての支援を行いたい人の登録からなる会員組織であるファミリーサポートセンター事業の実施により、より多様な子育てニーズに対応するサービスです。

このサービスについては、今後の需要を考慮して、検討していきます。

⑨ つどいの広場事業

親子が気軽に集うことのできる休息や交流の場として、また育児相談等の子育て支援を行う場として、つどいの広場を設置し、広く子育て支援を行うサービスです。

このサービスについては、今後の需要を考慮して、検討していきます。

⑩ 児童館

安全で適切な遊び場を提供するとともに、遊びや創作活動等を通じて、子ども同士の交流を深め、社会性や創造性、自主性を伸ばすサービスです。

このサービスについては、今後の需要を考慮して、検討していきます。

⑪ 子育て支援に関する情報提供の充実

町広報誌、社協だより等、あらゆる広報機会を通じて、子育て支援に関するサービスや情報を適切に提供します。

また、インターネット等の各種メディアの利用や乳幼児健診等の機会の活用、保育所、幼稚園、学校等の関係機関との連携により、すべての住民が、必要に応じて情報を得ることができるよう努めます。

【1-3】 経済的支援

子どもを安心して生み育てるためには、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ることが重要であることから、こども手当、乳幼児医療費の助成などにより、経済的支援を行います。

また、これらの制度が十分活用されるように、周知を図ります。

① 新生児の誕生に関する経済的支援（出生児祝福金）

新生児が誕生したときに、出生児の父母に対し祝福金を贈り、出産に要する費用の経済的負担を緩和します。

第1子 20,000 円 / 第2子 30,000 円 / 第3子以後 100,000 円

② 児童の養育に関する経済的支援（こども手当）

中学生以下の子どもがいる子育て家庭の経済的負担を緩和します。15 歳の 4 月 1 日の前日までの子どもの保護者に毎月 2 万 6 千円を支給する予定。ただし、初年度（平成 22 年度）のみ月 1 万 3 千円。

③ 医療費の助成

乳幼児医療費助成事業により、子どもの医療に要する費用を助成し、子どもに必要な医療を提供するとともに、経済的負担を緩和します。

また、さまざまな医療費の助成等の制度の活用について、周知を図ります。

○ 乳幼児医療費助成事業

乳幼児の医療に要する費用を助成し、子どもに必要な医療を提供するとともに、経済的負担を緩和します。ただし、前年の所得が一定額以上の場合には所得制限により、支給されません。

< 0 歳児～小学校 6 年生卒業まで > 医療費の公費負担

○ 育成医療の給付

18 歳未満の肢体不自由、聴覚・音声言語機能障害、または先天性内臓・心臓疾患等の障害のある児童のうち、生活能力を得るために必要な医療が給付されます。

○ 重度心身障害者（児）に対する医療費の助成

重度の心身障害者（児）に対し、医療費の一部を助成します。ただし、支給については、一定の条件があります。

○ 小児慢性特定疾患患者に対する医療の給付

小児の慢性疾患のうち、特定の疾患については、その治療に相当の期間を要し、医療費の負担も高額になることから、医療費の公費負担が行われています。ただし、平成 17 年度より、所得に応じた自己負担が発生します。

④ 障害児の養育に関する経済的支援（特別児童扶養手当、障害児福祉手当）

障害児を養育する保護者に対し、その養育に要する費用について、次のような手当の支給により、経済的支援を行います。

○ 特別児童扶養手当

一定の障害がある 20 歳未満の児童を養育している父母または養育者に対して支給します。

ただし、受給者等に一定以上の所得がある場合等は支給されません。

○ 障害児福祉手当

在宅の重度障害児で、日常生活が著しく制限され、介護を要する状態にある 20 歳未満の児童に対し、支給します。

ただし、扶養義務者に一定以上の所得がある場合は支給されません。

【1-4】ひとり親家庭への支援

児童扶養手当等による経済的支援を行うとともに、日常生活を支援するための各種施策の活用を図り、ひとり親家庭への子育て支援を充実します。

① ひとり親家庭に対する相談体制の充実

母子家庭等、ひとり親家庭に対する相談援助体制を充実し、ひとり親家庭の保護者の精神的負担を軽減する等、子育て支援を充実します。

② ひとり親家庭に対する経済的支援

児童扶養手当等の制度について周知を行い、制度の活用により、母子家庭等の経済的安定を図り、自立の促進をします。

○ 児童扶養手当

母子家庭（または準ずる母子家庭）や、父親に重度の障害がある家庭で、18 歳になった年度末までの児童（障害児の場合は 20 歳未満）を養育している母親、または養育しているものに児童扶養手当を支給し、子育てに要する経済的負担を軽減します。

○ 母子家庭医療費補助事業

母子家庭の母及びその扶養している児童、父母のいない児童に対し、その保健の向上と福祉の増進を図るため、医療費の一部が助成されます。（所得制限があります）

＜母子家庭の母＞ 18 歳に達した年度末までの児童を扶養している者。

＜母子家庭の児童＞ 18 歳に達して年度末までの児童。

＜父母のいない児童＞ 18 歳に達した年度末までの児童。

③ 母子家庭の自立のための支援

母子家庭の母親及び寡婦の方の経済的自立を支援し、養育している児童の福祉増進のため、必要に応じ、資金の貸し付けを受けられるよう、母子寡婦福祉資金制度について、周知を行います。

○ 母子寡婦福祉資金制度

母子寡婦福祉資金の貸付制度は、「母子及び寡婦福祉法」に基づき、都道府県等が出資する原資償還金を財源として運営されています。

④ ひとり親家庭等に対する生活支援

ひとり親家庭の母親、父親が病気や自立促進に必要な技能習得のための修学等で、一時的に日常生活に支援を要する場合、家庭生活支援員を派遣し、生活援助、児童の養育などを行い、生活支援を行う「母子家庭等日常生活支援事業」について、周知を図り、活用を促進します。

○ 母子家庭等日常生活支援事業

＜派遣対象＞ ・ひとり親家庭の母・父・児童（20 歳未満の者）及び同居している祖父母
・一人暮らしの寡婦及び寡婦と同居している父母

基本目標２ 地域ぐるみで子どもを育てるまち

◆◇現状と課題◇◆

近年、少子化や核家族化の進行により、地域と子育てのつながりは弱くなっており、子育てに不安や負担を感じ、社会から孤立する状況も少なくありません。

地域ぐるみで子育てを支援することは、子どもを育てる親に対して育児知識を提供したり、見守りによる安心感を与え、子育ての負担や不安を軽減するなど、家庭の子育てを支援する役割を果たすとともに、地域の子ども同士・親同士、さらには高齢者を始めとする世代を超えた様々な交流が、子どもの育つ力そのものを支援する力となります。

すべての家庭が安心して子育てできるよう、支援サービスや保育サービスの充実、また子どもや子育て家庭に対する見守りや様々な地域活動を通じ、人と人のつながりを大切に、地域全体で子どもを育てる体制づくりが必要とされています。

また、近年、女性の社会進出が進んだことにより、夫婦共働きの家庭が増加し一般化してきています。女性に、仕事と家庭に対する不安から結婚、出産、子育てをためらう傾向がみられることから、仕事と子育てを両立できる職場環境を整備することが重要になっています。そのためには女性が出産・子育てをしながら働ける職場づくりの推進とともに、仕事優先で長時間労働になりがちな男性も家事・育児に積極的に関われる、制度の整備や運用が望まれます。

そのためには、男女共同参画意識に基づいた男性の意識改革とともに、職場単位での子育て支援対策の推進が重要になります。また、労働者が働き続けるための保育サービスの整備という観点から、仕事と生活時間のバランスのとれた働き方を実現するためにも、企業の労務改善に関わる相談体制の実施が重要な課題となっています。

◆◇基本施策◇◆

【2-1】地域ぐるみで子育てをする

児童委員、主任児童委員等の活動の充実や、保健・医療・福祉・教育などの関係機関の連携により、子育ての支援体制を充実します。

また、子育てサークルなどの活動支援を行うとともに、ボランティア活動や住民の自主的な活動の育成・支援により、地域全体で、子育てを考え、サポートできるような取り組みを進めます。

① 児童委員、主任児童委員活動の充実

民生委員・児童委員による協議会の開催等により、資質の向上を図り、地域における児童や保護者の相談役、子育て支援のリーダーとして、その機能が十分果たされるよう、活動を支援します。

② 子育てサークル活動支援

地域子育て支援センター等を中心に、地域の子育てサークルの育成、活動支援を行い、子育て中の親同士が交流をし、情報交換や相互に協力を行う等、自主的に活発な活動ができるようにします。

③ 子育て支援ネットワークづくり

学童保育等の地域における子育て支援サービスや、その他さまざまな子育てに関する情報、社会資源が、相互に連携を持ち、有効に機能するよう、子育て支援に関するネットワークを構築します。

④ 人材の育成・活用

ボランティアセンターにおけるボランティア講座や、生涯学習活動等と連携を図り、子育て支援のための人材の育成を推進します。

また、講座の修了者やボランティア登録者等が、地域での子育て支援活動のリーダーとして活動できるよう、さまざまな活動機会の提供や、また子育て支援を必要とする人とのコーディネート等、人材の活用を検討していきます。

⑤ 地域の子育て支援の拠点としての保育所、幼稚園、学校等の活用

保育所、幼稚園、学校等が、地域における子育て支援の拠点としての役割を果たし、また、子どもの居場所づくりを推進していく意味においても、その施設や機能の十分な活用を進めます。

- 保育所（地域子育て支援センター）での開放保育の実施
- 幼稚園の開放保育の実施
- 学校体育施設等の開放

⑥ 世代間交流事業

地域の青少年の自主的な活動の活性化を目指し、地域、学校の相互連携により青少年に実践の場を提供することにより、自主的な活動を支援します。

また、高齢者の生きがいつくりと社会参加を推進するとともに、さまざまな伝統・文化、また、交流の機会を通じ子どもたちの社会性等を養い、地域活動の拠点づくりを行います。

【2-2】子育てと両立しやすい就労環境の整備促進

育児休業制度の活用をはじめとして、働き方の見直しや支援のあり方等、仕事と子育てが両立しやすい就労環境の整備について、事業所への意識啓発に努めます。

① 事業所への意識啓発

次世代の社会を担う子どもは、家庭だけでなく、社会全体ではぐくむものであるという視点に立ち、育児休業や介護休業制度の普及・利用促進や、その他、仕事と両立し、子育てがしやすいよう、働き方の見直しや支援のあり方の検討も含めた子育てにやさしい就労環境の整備について、事業所への意識啓発に努めます。

② 男女共同参画社会の推進

男女雇用機会均等法や労働基準法等に関する法律に基づき、就労の場において、性別を問わず、その能力が十分活かされるよう、普及・啓発を推進します。

また、家庭においても、これまでの固定的な役割分担ではなく、家事や育児において、それぞれの家庭に合った役割分担が行われ、子育てが負担となることのないよう、男女共同参画社会の推進を図ります。

③ 関係機関との連携による推進

子育てと両立しやすい就労環境や男女共同参画社会の推進について、国・県の関係機関と連携を図り、意識啓発等に努めます。

④ 各種子育て支援サービスの充実、活用

さまざまなライフスタイルや多様化する就労形態に合わせて必要な支援が行えるよう、子育て支援サービスを充実するとともに、十分活用され、仕事と子育てが両立しやすくなるよう、周知を図ります。

基本目標３ 子どもを健やかにはぐくむまち

◆◇現状と課題◇◆

子育てをする上で、子どもを取り巻く生活環境はとても大切なものです。子育て家庭を含むすべての地域の人が、快適に安心して生活できる、子育てにやさしいまちの整備の推進を図る必要があります。

学校教育においては、近年のグローバル化、情報化、少子化など社会構造の急速かつ大きな変化や、人々の意識や価値観の多様化に伴い、保護者の要望はこれまでになく多様で高度なものになっています。

今後は、子どもたちがゆとりある教育環境の中で、基礎・基本の習得に加え、心豊かにたくましく「生きる力」をはぐくむことができる教育環境の整備、また、家庭や学校、地域と連携して子どもを育てる環境づくりを推進することが大切です。

また、子どもが健全に育つには、その生活が安全かつ安心できるものであることが不可欠です。

近年、全国的にこれまでは特殊と思われていた幼児や児童を対象とした犯罪が目立っています。また、その内容も、近所の公園・道路（通学路）・空き地等などの生活の場で、子どもが事故や犯罪に巻き込まれる事例が報告されており、子どもたちが戸外で安心して安全に遊べる環境が損なわれつつあります。

今後とも子どもを犯罪や事故から守るため、関係機関・団体同士が連携を強化し、子育て家庭を含むすべての地域の人が、快適に安心して生活できる、子育てにやさしいまちの整備の推進を図る必要があります。

◆◇基本施策◇◆

【3-1】健やかに育つために

妊婦や乳幼児健診を通じて、安心して健やかに子どもを生み、健やかな発達を支援する体制づくりを進めるとともに、乳幼児教室等により、育児に関する知識の提供、親同士の交流等を通じた子育て支援を充実します。

また、育児不安を取り除き、安心して健やかに子育てができるように、各相談事業の充実と連携を図ります。

さらに、学童期・思春期においては、子どもが自らの健康や性について正しい知識を身につけることのできるよう、保健事業等の充実を図ります。

また、子どもの人格や人権が尊重され、のびのびと成長できるような環境づくりと相談援助体制を確立するために、児童虐待防止対策会議を活用するとともに、児童虐待防止ネットワークの構築も検討し、児童虐待の防止に努めます。

① 妊婦健康診査の実施

妊婦一般健康診査等を通じて、妊娠期の健康管理を行うとともに、健康で快適に出産ができるようにします。

また、出産前後において、必要に応じ、電話、面接、訪問等により、妊産婦の相談援助を行います。

- 妊婦一般健康診査
- 妊産婦健康相談、訪問指導

② こんにちは赤ちゃん事業

生後4ヶ月以内の乳児のいる家庭へ訪問し、指導や相談を実施し、子育ての不安を和らげる。

③ 乳幼児健診事業の充実

医師・歯科医師・臨床心理士・言語聴覚士・保育士・発達障害支援コーディネーター・栄養士・歯科栄養士・保健師・看護師がそれぞれの発達段階に合わせた健康診査・相談・指導を連携して実施します。そして、2歳6ヶ月児・4歳児・5歳児の健康診査も実施し、切れ目のないよう発達段階に応じた支援をします。また、出生数の少ない上勝町では、乳幼児の健康診査を同一日に実施することで、保護者がいろいろな発達段階の子どもを観察でき、合わせて保護者の交流の場としても活用しています。

- 乳児健康診査
- 乳児一般健康診査
- 1歳6か月健康診査
- 2歳6か月健康診査
- 3歳6か月健康診査
- 乳幼児精密健康診査

- 4歳児健康診査
- 5歳児健康診査

④ 幼児歯科健診事業

1歳6か月健康診査に合わせた歯科健診、2歳6か月児、3歳6か月児歯科健診を実施し、歯科衛生の取り組みを行います。

⑤ 小中学生の健康教室

小五、中一、中三生を対象に、血液検査（希望者のみ）を実施しこの結果をもとに講義・調理実習を行い、将来にわたって健康に大きな影響を与える生活習慣の見直しや小児期からの肥満及び生活習慣病予防を進めます。

上勝町では、高校に進学するときから下宿生活をする生徒が多く、食生活等の自立が早くから要求されるため、重要となっています。

⑥ 健康教育の実施

妊産婦訪問指導、栄養指導、乳幼児教室の実施により、妊娠期から、育児のための知識の習得や健康管理などの情報提供を行うとともに、親となるための自覚を促し、出産後もそれぞれの発達段階に応じた健康教育を実施します。

⑦ 思春期保健の充実

性に関する正しい知識の普及を行い、また自分の体についての関心を高め、自らの意思により行動できる力を身につけるとともに、将来、次世代の親となるための十分な知識を養えるようにします。

○ 中学生の乳幼児ふれあい体験の実施

過疎化により、乳幼児とふれあう機会の少ない思春期の子どもたちに、乳幼児についての学習と、乳児に接する体験をしてもらいます。

学習：中学校全学年 体験：中学三年生

⑧ 保育所、幼稚園、学校等との連携による健康教育の実施

保育所、幼稚園、学校等との連携を図り、それぞれの年齢に応じた子どもの健康についての情報提供や意識啓発を促進します。

○ 学校保健委員会、学校保健事務連絡会の開催

⑨ 小児医療の充実

地域の医療機関との連携を図り、小児医療体制の充実に努めます。

⑩ 食育の推進

健康な体づくりの基本となる「食」について、栄養バランスのとれた食事を摂り、望ましい食習慣を身につけるため、保育所、幼稚園、学校等において、食育に取り組むとともに、家庭や地域においての取り組みも行われるよう、食育の普及・啓発に努めます。

⑪ 子どもの権利擁護

子どもは、一人ひとりが人格を持ち、それぞれの人生を幸せに生きる権利を持っています。子ども一人ひとりの人権、人格を尊重し、その存在や意思が大切にされ、子ども自身が自らの持てる力を発揮し、のびのびと成長することができるように、子どもの権利を擁護し、大切に育まれるよう、子どもの権利擁護についての意識啓発を進め、また権利擁護のための取り組みを推進します。

⑫ 児童虐待の防止

最近、増加している児童虐待に対し、子育てに関する相談援助体制の充実により、育児不安等の解消を図り、その発生の予防に努めます。

また、各種健診事業等の活用により、早期発見、予防に努め、迅速に対応できる支援体制を整えます。

さらに、住民に対し、発見時の通報義務についての周知徹底を広報等で図り、早期発見が行えるようにするとともに、児童虐待防止ネットワーク等の設置も検討し、児童虐待への関心を高めるための意識啓発を充実し、児童虐待の防止に努めます。

⑬ 子どものための相談援助体制の確立

子どもの悩みやこころの問題に、適切に対応し、健やかな成長をサポートするため、各種相談事業等での連携を図り、子どものための相談援助体制を確立します。

⑭ 予防接種

感染症予防についての啓発や定期的に予防接種を行い、感染のおそれのある疾病の発生及び蔓延の予防に努めます。

- ポリオ生ワクチン投与
- 麻しん
- 風しん
- 三種混合
- 二種混合
- BCG
- 日本脳炎

【3-2】教育環境の充実

子ども一人ひとりの個性を大切にし、主体的に考え行動できるようにするためのきめ細かな教育の充実をするとともに、地域に開かれた学校として、学校・家庭・地域がともに子どもを健やかに育ていけるよう、連携・協力を図ります。

① 幼児教育の充実

研修等による教員の指導力の向上を図る等、幼稚園における幼児教育の充実を図ります。

② 学校教育の充実

子ども一人ひとりの特性を大切にし、その能力を最大限に活かすことができるよう、研修等による教員の指導力の向上を図るとともに、地域・家庭・学校が一体となって、それぞれの教育機能を生かした学習の教育力の向上に努め、こころ豊かな、生き生きとしたコミュニティーづくりを目指します。

○ 指導力の向上

研修等を通じ、教員の指導力の向上に努めます。

○ 地域との連携による教育

学校が、家庭・地域と協力し、それぞれの持つ教育力を集結、活用し、こころ豊かにのびのびと育つことのできるまちづくりに向け、それぞれの連携を深めるとともに、PTAや、公民館などの、あらゆる子育て支援関係、子育て支援施設との連携のもと、教育への取り組みを進めます。

○ PTA活動の活性化

○ 公民館

○ 地域との積極的な交流促進

③ 障害児への支援

乳幼児健診等を通じ、障害や障害の原因となる疾病等の早期発見、及び治療、療育の推進を図るための体制づくりに努めます。

また、保育所、幼稚園、小・中学校、学童保育における障害児の受け入れに必要な施設整備・改善、教職員の研修等により、障害のある子どもが地域との関わりの中で生活し、将来も地域の中で社会的に自立していけるように支援を行います。

④ 福祉教育の推進

学校教育における福祉教育の促進を図り、子どもの頃から福祉に関心を持ち、自らで考え、行動できる力を養います。

○ ボランティア活動・福祉教育の推進

○ 障害者等、支援を必要とする人の正しい認識と福祉教育の推進

○ 交流教育の推進

⑤ 家庭教育の充実

子どもの生活の基盤である家庭の教育力を向上させ、健やかに、こころ豊かに子どもを育てることができるよう、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報、親同士の交流を図る機会の提供に取り組めます。

⑥ 地域での子どもの健全育成

地域のあらゆる社会資源や人材を活用して、地域ぐるみで子どもの健全育成に取り組めます。

⑦ 文化・芸術、スポーツ活動の振興

子どもの感性を磨き、運動能力の向上を図るため町内にある文化施設、スポーツ施設を活用し、文化・芸術、スポーツの振興を図ります。

【3-3】生活環境の整備

豊かな自然環境を活かしながら、道路や公共施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザインによる住環境、生活環境の整備をさらに進め、子育て、子どもにとってやさしいまちづくり、安心して子どもを育て、また育つことのできる安心で安全なまちづくりを進めます。

① 子どもの子育てにやさしいまちづくり

「ハートビル法」「交通バリアフリー法」等の普及・啓発に努めるとともに、「徳島県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、道路、公共施設の改修・整備、交通機関の改善等を進め、バリアフリー化を進めます。

これに加えて、すべての人が使いやすい施設、サービス等、ユニバーサルデザインの考え方を普及し、子どもと子育てにやさしいまちづくりを進めます。

バリアフリー化の推進

ユニバーサルデザインの普及

② 安全・安心対策の充実

事故防止等の安全対策や、防犯や犯罪被害に遭わないための取り組みや、情報提供に努めます。

○ 交通安全意識の向上

交通安全教育の徹底に努めるとともに、関係機関との連携のもと、交通安全の啓発活動に取り組みます。

○ チャイルドシートの使用徹底

あらゆる機会を通じ、ベビーシート、チャイルドシートの使用徹底についての啓発、及び貸与を行います。

○ 子どもの安全対策

子どもをねらった性犯罪をはじめとする犯罪被害に遭うのを防ぐために、地域での見守り体制等の取り組みを進めるとともに、関係機関との連携のもと、あらゆる広報等の機会を通じ、被害に遭わないための対策等、必要な情報提供を充実します。

○ 緊急避難場所の確保と、周知・徹底（「子ども１１０番の家」等）

「子ども１１０番の家」等、緊急避難場所を確保し、いざというときに避難できるよう、その場所の周知徹底を図るとともに、関係機関と情報を共有することで、子どもの安全対策に努めます。

○ 地域での見守り体制の確立

地域の安全を守る会等との連携により、登下校時に合わせたあいさつ運動や声かけにより、地域での子どもの見守り体制の確立を進めます。

○ 救命救急講習会等の開催

事故やけがを未然に防ぎ、万が一の場合にも適切な対応ができるよう、講習会等の充実に努めます。

第5章 計画の推進に向けて

1 庁内における総合的推進体制の充実

次世代育成支援に関する施策は様々な分野にわたるものであるため、推進にあたっては、全庁的な体制のもと、各施策の実施状況を把握し、評価・再調整などの継続的な取組を行います。

また、今後の社会・経済情勢や国・県の動向に適確かつ柔軟に対応するため、情報収集に努め、必要に応じ計画内容の見直しなどを含めた検討を行います。

2 進行管理・評価・チェック

計画の推進にあたっては、各施策が確実に実施されることが前提となります。

目標年次における到達をめざし、計画の実施状況を把握、点検し、適宜見直しを行い、その対策に反映させていきます。

3 住民・関係団体等との協働体制

次世代育成の取組を推進するうえで、住民・関係団体等の理解と参加が不可欠です。

この計画や実施状況等に係る情報を住民に分かりやすく周知し、情報を共有することで、広く意見や提言をしやすい環境づくりに努め、住民の参加と協力が得られる体制の整備と活動者・団体との連携を図ります。

資料

上勝町次世代育成支援行動計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に定める上勝町次世代育成支援行動計画（以下「上勝町行動計画」という。）の策定にあたり、必要な事項を審議するため、上勝町次世代育成支援対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、上勝町行動計画の策定について審議し、その結果を町長に報告する。

(組織)

第3条 協議会は、委員12名以内で組織する。

2 委員は次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 事業主
- (2) 子育てに関する活動を行う団体
- (3) 保健・福祉関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 行政関係者
- (6) その他学識経験者

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は協議会を統括し、協議会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(協議会)

第5条 協議会は、必要に応じ会長が招集し議長となる。

(関係者の出席)

第6条 会長は、必要があると認められるときは、委員以外の者に協議会への出席を求め、意見を聴くことができる。

(任期)

第7条 委員の任期は1年とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、住民課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

上勝町次世代育成支援対策地域協議会委員名簿

所 属	氏 名	備 考
株式会社 かみかついっきゅう 専務取締役	美 馬 由 実	事業主
上勝町社会福祉協議会局長	森 積 孝 明	福祉関係者
上勝あすなろクラブ指導員	酒 井 里 美	子育てに関する活動 を行う団体
上勝町副町長	山 本 敏 壽	行政関係者
上勝町教育委員会教育長	柏 木 俊 美	教育関係者
上勝町住民課 保健師	阪 野 英 子	保健関係者
社会福祉法人 彩福祉会 彩保育園長	高 橋 小枝子	子育てに関する活動
上勝小学校PTA会長	山 中 隆 生	教育関係者
上勝町議会 総務常任委員会委員長	阪 松 明 義	学識経験者
上勝町民生児童委員 主任児童委員	山 崎 和 喜	福祉関係者

(順不同)

上勝町次世代育成支援行動計画

発行日 平成 22 年 3 月

発 行 上勝町

徳島県勝浦郡上勝町大字福原字下横峯 3 - 1

TEL 0885-46-0111

FAX 0885-46-0323

企画・編集 上勝町住民課

制作協力 株式会社 サーベイリサーチセンター四国事務所